

ロードサービス費用保険金請求書



兼個人情報の取扱いに関する同意書

チューリッヒ保険会社 御中


記入内容に相違がないことを証明するとともに、下記の金額を支出しましたので請求します。

- 貴社が本保険金請求に関する私の個人情報を、保険契約の履行(保険金支払いの可否、支払金額の算定など)および各種サービスの提供のために取得、利用すること、ならびに貴社が業務上必要とする範囲において、別紙「個人情報の取扱いに関する事項」に記載の通り取得、利用、提供することに同意します。

1 保険金の「ご請求日」・「証券番号」・「事故(故障)日時・現場住所」をご記入ください。

ご請求日 (ご記入日)	年	月	日	証券番号
事故(故障)	日 時	年	月	日 時 分頃
	〒	-		
現場住所		都道 府県		

2 保険金をご請求される方が「ご住所」・「お名前」・「ご連絡先」をご記入、ご捺印ください。

ご住所	〒	-	都道 府県	
お名前	フリガナ		必ずご捺印ください  個人情報の取扱いに同意のうえ、保険金を請求します	
お名前	※被保険者様が未成年の場合、親権者のお名前をご記入ください。			
日中の ご連絡先	TEL()	-		ご希望の連絡時間帯がございましたら ○印を付けてください
			▶ 9時~12時 12時~14時 14時~17時 特になし	

3 保険金をお振込みする口座をご記入ください。

口座名義(カタカナ)											
1 金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	1 金融機関(ゆうちょ銀行以外)か 2 ゆうちょ銀行のいずれかひとつにご記入ください。										
	銀行 信用金庫 JA			本店 支店 出張所			その他 ()				
店番号			預金種目	普通・総合	当座	貯蓄	口座番号(右詰め)				
2 ゆうちょ銀行	通帳記号	1	0	通帳番号						1	

❗ 裏面もご確認のうえ、ご記入ください。

4 ご請求いただく保険金の項目をすべてご記入ください。

帰宅費用保険金 / 移動費用保険金

利用月日	区 間	利用交通機関	利用人数		乗車券	特別料金	金 額
			大人	子供			
合 計							

※帰宅費用/移動費用は搭乗していた人数分(乗車定員上限)をお支払いいたします。

レンタカー費用保険金

利用期間	レンタカー会社名	利用人数	金 額
～			
合 計			

※レンタカー費用はレンタカー基本料金を24時間までお支払いいたします。

宿泊費用保険金

利用月日	宿泊先	利用人数	金 額
合 計			

※ホテル代は当日1泊の宿泊費用(客室料金)とし、搭乗していた人数分(乗車定員上限)をお支払いいたします。

ペットホテル費用保険金

利用月日	支払先	支払理由	金 額
合 計			

※契約車両にペットを同伴の場合、ペットホテル費用1泊分及びペットホテルまでの交通費をお支払いいたします。又、契約車両にペットを同伴せず、ご自宅付近のペットホテルやペットシッターをご利用の上、延長料金が発生した場合、その料金を10,000円を上限にお支払いいたします。

引取費用保険金

利用月日	区 間	利用交通機関	乗車券	特別料金	金 額
合 計					

※ご自身で契約車両を引き取りに行かれる場合は、修理工場までの片道1名分の交通費(公共交通機関の利用)をお支払いいたします。

キャンセル費用保険金

利用月日	支払先	支払理由	金 額
合 計			

※キャンセル費用は、一回につき総額50,000円を上限にお支払いいたします。

この費用請求用紙に利用明細・領収書を同封のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

1. 個人情報の利用目的

当社は、今回の事故、保険金請求におきまして取得した個人情報を主に次の目的のために利用します。

- (1) 保険金支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供および保険引受
- (2) 債権の回収
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 保険制度の健全な運営

2. 個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 当社が、保険事故の関係者（保険事故の当事者、損害保険会社・共済団体、不動産会社、修理業者、医療機関等）、業務委託先（代理店、損害調査会社等）、警察署、消防署、自動車安全運転センター、裁判所、その他必要な関係先に対して個人情報を提供する場合
- (2) 当社が、保険制度の健全な運営および保険金の適正な支払いのために（一社）日本損害保険協会および保険会社等の間で情報交換を実施する場合
- (3) 次に掲げる会社との間で、保険金のお支払いに必要な範囲内で、個人情報を提供する場合
 - ① 共同保険契約の引受保険会社
 - ② 再保険の引受保険会社（当該再保険引受会社から出再された以降の他の再保険引受会社などを含みます）
- (4) 法令により必要と判断される場合
- (5) 当社が、ほかの保険契約との重複において負担部分を超える額を求償するために、必要な情報（契約の内容、支払保険金等に関する情報等）を他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供する場合

保険医療等の機微（センシティブ）情報の取得、利用、および第三者提供は、保険業法施行規則に従い、適切な業務運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。当社の個人情報保護方針等詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.zurich.co.jp>）をご確認ください。

